



異極要覽

寫本

洋学文庫

文庫8

D 392





010190617934

異報要覽



異叔要覽

文化の中心地である

[illegible]

迷ひもし年
建部子にけふある親人年々月々を病み入るはたきき
主なるものなりゆりてやうの所へうをうす事あり世
に山いづき中といふおをりゆ成る者あり月々
中敷くはゆるゆる長き所不親の名をとりておいては
可成ちうと上は名をとりて下は

行例は其の或る形免の形その所をうこう子なり但全より
 其の過失人其の老老其の軍兵甲其の花武生なるは中なる
 り其の所人其の世名姓人其の何やうの衣形を其の予心懐
 中其の方難知おある其のしけ可免其
 二本其のふは徒同其の元以捨得は其の系ゆり一なり其の
 其の其の可免其

[illegible]

吾死ん人死ん人として
 何れも死んでいけりといふは
 何れも死んでいけりといふは

[illegible][illegible][illegible][illegible]

帝座を以て日守く此病を以て二本名世なりと云
以陰使を以てゆり

捨物之身

[illegible]

病人酒醉

[illegible][illegible]

宣統元年

[illegible]

[illegible][illegible]

以自危世殘不以孤子持弓拉殺之此

此世所以稱天子者推其所以稱天子者
此世所以稱天子者推其所以稱天子者

五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

[illegible][illegible]

[illegible]

此不^レ名目^ニ示^ス制^ノ一^ヲて^ハ其^ノ多^ク之^ヲ傍^ニ中^ニ同^シ士^ノ宣^ス
る^モ内^ニ入^リ者^ハ甘^クな^ル。屏^風見^エ二^テ市^ノモ^リ河^川に^テ至^リて
お^もく^ト懐^ノと^ハあ^らず^ニ土^ノま^はす^ニ入^リて^ハ常^ニ俗^ノう^へけ^ニも^ハり^申す^中
然^レ中^ニ上^ニの^方屋^ノ全^クの^生活^ノ事^ナし
然^レ其^ノ後^ニは^ハた^ハ配^分方^ノ以^テ向^フ五^ノ建^物也^ナ屋^ノと^ハ事^ナし

上三永年
 外進の者
 一日當
 以月日
 于取
 以在
 市上
 以是
 因
 上三永年
 外進の者
 一日當
 以月日
 于取
 以在
 市上
 以是
 因

一、刀を抜持するに注意し、子初めや折る者、人々急ぎ急ぎと

[illegible]

[illegible]

一 例者の同様に、その男はたゞ是の方で在るは、是の方で在る可
 更なる事、其の男はたゞ是の方で在るは、是の方で在る可
 一 例者の同様に、その男はたゞ是の方で在るは、是の方で在る可
 更なる事、其の男はたゞ是の方で在るは、是の方で在る可
 一 例者の同様に、その男はたゞ是の方で在るは、是の方で在る可
 更なる事、其の男はたゞ是の方で在るは、是の方で在る可

一放馬

[illegible]

一病馬死於車

[illegible]

一、馬屋の元を招く者あり、

[illegible]

おれ者として一玉將我故人者いしはるふ入主意名

いふ一は自中飲い出るや一は年一は年一は年

一 返掛る老を当りしとき

右も者より多くあるも年々二種に分ちるが故に

老をいふは自中飲い出るや一は年一は年一は年

一 返掛る老を当りしとき

右も者より多くあるも年々二種に分ちるが故に

一 返掛る老を当りしとき

一 返掛る老を当りしとき

右も者より多くあるも年々二種に分ちるが故に

麦



